

海外募集型企画旅行条件書 (クルーズ旅行兼用)

観光庁長官登録旅行業第1890号
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、(株)日本旅行東北(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部になります。但し、海外発着のもの、当社特定海外旅行予約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社特定予約」といいます。)によります。また、日程中3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時船舶を利用する旅行を除きます。)において、パンフレット上その旨を記載した旅行については当社のクルーズ船を利用するときに使用する旅行業約款(以下「当社クルーズ旅行約款」といいます。)の募集型企画旅行の部によります。特定予約クルーズ旅行約款は第15条(お客様の解除権)の取消料部分以外は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部と同内容となります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができます。手配し、旅程を管理するところを引き受けます。

2. 旅行の申込み

(1)①当社②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申し込みをさせていただきます。申込金は「旅行料」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第5項に定めた旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額戻します。

申込金(おひり)

旅行代金の20%

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローコスト利用の場合は異なります。

※上表内の「旅行代金」は第9項の「基準旅行代金」をいいます。
(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しております。当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社から申込書の提出と申込金の支払を申し出ていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされなければ、当社はお申し込みをキャンセルしたものと取扱います。
(3)「旅行申込書」にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空会社の発行替え、関係する航空会社の氏名訂正が必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の事情を鑑み、第7項のお客様の交替手数料を支払っていただきます。尚、運送・宿泊機関の場合に、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合はあります。この場合には第16項の当社所定の取消料を支払っていただきます。

3. ウェイティングの取扱い

(1)お申し込みの段階で、満席、満室その他理由で旅行契約の締結にできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様「取消待ち」状態でお待ちいただく期間を確認した上で、お客様に「ウェイティングのお客様」と登録し、お客様のお申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を返金いたします。この時点で旅行契約は成立していません。なお、「お客様のお申し込みを承諾できない旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただく期間までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社には当該申込金相当額を戻しません。

(2)本項(1)の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社からお客様のお申し込みを承諾する旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3)お預かりした申込金相当額は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1)18歳未満の方は親権者の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただいた場合があります。

(2)①ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の年齢、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたって特別な配慮が必要なる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後これらに状態がなくなった場合も直にお申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でお申し出をいただいております。

(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができる場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のため講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

(6)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置を取らせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。

(7)お客様のご都合により別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。

(8)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10)お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることがあります。

(11)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準じる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(12)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(13)その他当社業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

5. 旅行契約の成立時契約書面の送達

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。

(2)当社は本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書」といいます。)をお渡しします。契約書面は「パンフレット、本旅行条件書」として構成されます。

(3)当社が旅行契約より手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによります。

(4)当「パンフレット」の旅行代金未定コースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。

(5)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。

①当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いも、当該契約責任者の間でを行います。

②当社は、契約責任者が構成員に対して責任を負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。

③当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任し構成者を契約責任者とみなします。

6. 通信契約の締結をされるお客様の旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けることを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け付けます。

①通信契約も当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部に準じます。

②本項でいうカード利用日とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払いは支払債務を履行すべき日と見なします。

③通信契約のお申し込みの際に、会員は、お申し込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」「会員番号」「カード有効期間」等を当社にお申し出いただけます。

④通信契約による旅行代金は、当社からお申し込みを承諾する通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話によるお申し込みの場合は、お申し込みを当社が受託した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

⑤通信契約を締結しつづける場合において、会員の所有するクレジットカードが無効となる等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。

⑥当社は、提携会社のカードより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

⑧会員の通信機器に前⑦にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、全員が記載事項を閲覧したことを確認します。

7. 確定書面(最終旅行日程表)

第5項(2)の契約書面を補充する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を速くも旅行開始の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始の10日前～7日前にはお渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部及び旅行開始の期間にお渡しすることがあります。)この場合でも旅行開始の前日までにしてお渡しいたします。ただし、旅行開始の前日から起算してかかると7日目に当たる日以降にお申し込みがなされた場合は出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法は、郵送を含みます。又、お渡しの前日であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

8. 旅行代金のお支払い期日

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降22日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)までにお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定日までにお支払いいただきます。

9. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又は「パンフレット」に旅行代金として表示した金額に「追加代金」として表示した金額を加算し、「割引代金」として表示した金額を減額した金額をいいます。この基準旅行代金は、第2項「申込金」、第16項(1)「取消料」、第17項(2)「違約料」、および第25項「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

10. 追加代金割引代金

(1)第9項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)

- ①お一人部屋を使用される場合の追加代金
- ②「パンフレット」等当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つプラン」等を選択した場合の差額代金
- ④「パンフレット」等当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤「パンフレット」等当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額
- ⑥その他「パンフレット」等「○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨「パンフレット」等に記載した場合の追加代金)

(2)第9項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

- ①「パンフレット」等当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
- ②その他「パンフレット」等で「△△△割引代金」と称するもの

11. ご不明点の対応

ご不明点は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満の航空座席を使用しない方に適用します。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。その場合は「パンフレット」にてご説明いたします。

12. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃、料金、尚、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き「エミュー・クラス」をいいます。

(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程に「お客様負担」と表記がある場合を除きます。)

(3)旅行日程に明示した観光の料金(バス等の料金、ガイド料金・入場料金等)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金及びサービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記がある場合を除きます。2人部屋2人ずつの宿泊を基準とします。)

(5)旅行日程に明示した食事料金を(機内食料品等)及びサービス料金(航空機運賃)

しくは係員にお任せください。)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものとします。

(7)現地での手荷物の運送料金(一部含まれないコースがあります。)。但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身に搬送していただく場合があります。

(8)添乗員付コースの添乗員の同行費用

(9)運送機関より付加運賃、料金(例:燃油サーチャージ) (但し、旅行代金に含まれない旨、別途表示している場合を除きます。)

上記①～⑨についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

13. 旅行代金に含まれないもの

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
- (2)クルーズ・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税金・サービス料
- (3)渡航手続関連諸経費(旅券印紙、紙証料金・査証料、予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。)
- (4)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
- (5)国際観光旅客税及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料等
- (6)日本国内の空港税・出国税及びこれらに関する諸税
- (7)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (8)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合にそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う医療費及び諸費用、お客様の不注意による荷物損失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

14. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の設計画において、旅行サービスの提供その他お客様の当社の関与し得ない事由が生じた計画において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやを得ない場合は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更する場合があります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

15. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超える増額又は減額が生じた場合は、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる前日にお客様ごとの旨を通知します。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額に相当する旅行代金を減額します。

(3)第14項に基づき契約内容の変更により、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更の範囲にその提供を受けなかった旅行サービスに代して、取消料、違約料その他の既に支払済み、又は、これらを支払う必要はならない費用を含みます。)、の減少又は増加が生じた場合は、当該契約内容の変更の範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が運送、宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、船室その他の設備の不足が発生したることによる場合を除きます。)

(4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨を「パンフレット」等に記載した場合において、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、「パンフレット」等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。ただし、複数でお申し込みいただいたお客様の方が契約を解除したため他のお客様がお一人部屋利用になったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

16. お客様の解除権

(1)お客様は、いつでも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することとなります。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

①本邦発着時又は帰国時に航空機を利用するコース(貸切航空機を利用するコースを除きます。)

旅行契約の解除期日	取消料(おひり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日目以降 31日目に当たる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合、旅行代金の10%(5万円を上限)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目以降 15日目以降 15日目以降 15日目以降 15日目以降 15日目以降	ピーク時以外に旅行を開始する場合: 無料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目以降 14日目以降 14日目以降 14日目以降 14日目以降	旅行代金50万円以上 10万円 " が30万円以上50万円未満: 5万円 " が15万円以上30万円未満: 2万円 " が10万円以上15万円未満: 2万円 " が10万円未満: 旅行代金の20%
---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

旅行開始日の前日	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日	旅行代金の50%
前日及び当日	旅行代金の100%

無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%
---------------	-----------

*注1:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

*注2:上記内容の「旅行代金」は第9項の「基準旅行代金」をいいます。

*注3:旅行契約成立後に「コース」又は「出発日」を変更される場合も上記取消料の対象となります。

*注4:当社の責任にならない一、渡航手続き等の事由によるお取消料の場合も上記取消料をいただきます。

②貸切航空機を利用するコース:
「パンフレット」等に明示する当社旅行条件に基づく取消料となります。

③日本発着時船舶を利用する旅行:
「パンフレット」等に明示する当社旅行条件に基づく取消料となります。

④「日程中」に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、「パンフレット」上にクルーズ旅行条件を適用する旨記載があるもの:
「パンフレット」等に明示する当社旅行条件に基づく取消料となります。

⑤本邦発着時又は帰国時に航空機を利用するコース:
「パンフレット」等に明示する当社旅行条件に基づく取消料となります。

(2)本項(1)にかかわらず、別途発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料となります。

(3)お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

①第14項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第25項の

表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りです。

- ②第15項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- ④当社がお客様に対し、第7項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかつたとき。
- ⑤当社が責任を担べき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4)当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の消費税を差し引いた残額を支払います。(取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます)。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。

5)開始後において、お客様のご都合により途中旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様が権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

6)お客様の責に帰せぬ事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)(2)の取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、運送料等を差し引いた金額を払戻します。

17. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ②お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - ④お客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客様の人数が各予約に記載した最少数の乗員人数に達しないこと。この場合において、お客様は旅行開始の前日より最少予約した23日(第16項(1)の*注1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日)以前に於ける1日前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥スキーを目的とした旅行における降雪量の不足のようにより当社があらかじめ明示した条件が成就しないとき、或はそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出されたとき。但し、十分な安全措置を講ずることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取り止しなれたときは、第16項(1)(2)に定める取消料が必要となります。
 - ⑨お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。
- (2)お客様が第8項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当該旅行の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、本項(1)(2)に定める取消料に相当する額の運送料をお支払いいただきます。また、第16項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収めた旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - ①お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出た旅行の継続が不可能となったとき。
 - ⑤お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の賠償については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにの提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、運送料その他の名目にて支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又はこれから支払うべき取消料・運送料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

19. 旅行代金の払戻し

当社は、第15項の規定により旅行代金が増額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日以前に解除を申し出ておられる日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻し(又は契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第18項(1)において旅行契約が解除されたときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

20. 契約解除後の後路手配

当社は、第18項(1)の①又は③の規定に基づいて旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様ご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

21. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間に於いて団体で行動したくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員同行しない旅行にあっては旅行先において現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

23. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を担います。ただし、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故もしくはは火災

の変更もしくは旅行の中止

- ①日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ②自由行動中の事故 ③食中毒 ④盗難
 - ⑤運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地変更在時間短縮
 - ⑥その他、当社または手配代行者の関与し得ない事由
- 3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、以下の規定にかかわらず、損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く。)として賠償します。

24. 特別補償

- (1)当社は、第23項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生ずる、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償規程により、死亡補償額として2,500万円、入院見舞金として入院日数(うち)4万円~40万円、通院見舞金として通院日数(通院先としてオンライン診療施設での受診を含む)により2万円~10万円、携行品に於ける損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われず旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われず旨を明示した場合(限り、「当旅行参加中」とはなりません)。
- (2)当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負った損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収めて実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノーボード、山岳登山、ボート乗、リュージュ、ハンギング・搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行日程表に右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更については当第23項(1)の規定に基づき責任が生ずることが明らかである場合には、この限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われずにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - ア 旅行日程表に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ 戦乱、ウ 暴動
 - エ 官公署の命令、ウ 欠航、通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、カ 遅延、運送スケジュールの変更等当分の旅行計画にかなない運送サービスの提供 キ 旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置
- ②第16項(1)第18項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときは当該解除された部分に係る変更
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、第9項の「基準旅行代金」となります。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更となり、当社が第23項(1)の規定に基づき責任が生じたことが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意した場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便の変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便が乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトルに記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より後に旅行者に通知した場合をいいます。

注2: 確定書面が交付された場合は「契約書面」とするが「確定書面」と読み替えて上の表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容の間に確定書面の記載内容と契約書面に記載した旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。

注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、その旨につき一件として取扱います。

注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものの変更を伴う場合には適用しません。

注5: 第4号又は第7号又は第8号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中核発生した場合は、一乗車等又は一泊につき一件として取扱います。

注6: 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

注7: 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

26. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当該契約の趣意を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様が損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配

27. お客様の交臂

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上手数料(お一人様につき11,000円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途変更手数料に関する費用を請求する場合があります)。
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

28. お客様が出発前に実施する事項

- (1)旅行・査証について(日本国籍以外の方は、本国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所に旅行先にお知らせください)
 - ①旅行(バスツアー)旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅行券が必要となります。
 - ②査証(ビザ)旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。現在お持ちの旅行券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならぬに旅行に必要な旅行券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出国手続書類の作成等はお客様自身の責任で行っていただきます。ただし、当社からは、所定の料金を申し受け、別途査証(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅行券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2)保健衛生について
 - ①渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報ホームページ」http://www.forth.go.jp/でご確認ください。
 - ③海外危険情報について
 - 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際「販売店より」海外危険情報に関する書面をお渡します。また、外務省「海外海外安全ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp/でご確認ください。

29. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、及び本邦官公署の提供する海外安全情報システム(旅行先安全情報等の提供や緊急時に於いてお客様の安全確認等の連絡のためのシステム)にお客様を登録するため②旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社などにクレジット番号や決済金額をご提供等して提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にお出向の上、事前にお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までお申し出ください)。
- (3)当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等の企画のために、共同して利用させていただきます。営業案内、個人情報、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針の詳細は、旅行サービス会社の名称については当社の店頭又はホームページのプライバシーポリシーにて確認をお願いします。
- (4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は当社お客様相談室となります。
- (6)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できない場合があります。(個人情報保護管理者(お客様相談室)お問い合わせ先窓口:本社お客様相談室 営業時間:平日 09:45~17:45 電話:022-266-0071 FAX:022-264-3525, e-mail: sodan@tohoku@nta.co.jp)

30. パンフレット掲載の旅行開始地までの国内航空機の取扱いについて

- (1)お申し込み・パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空機のお申し込みは、ツアーのお申し込みと同時にさせていただきますよう、お願い申し上げます。
- (2)本項(1)の国内航空機の手配に関する契約は当社が承諾したときに成立します。国内航空機の区間について当社が承諾した後は、当該コースの海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約として、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象となります。
- (3)お取消し・お客様が申し込まれたパンフレット記載の特別料金での国内航空券について予約・確保ができます。お客様が当該コースをお取消しする場合は、該当コースに関する所定の取消料をお支払いいただきます。

31. その他

- (1)海外旅行保険/病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。
- (2)お買い物案内 お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中・土産店にご案内することがあります。お客様自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等の受け付けいたしません。ごトラブルが生じた場合は商品の確認およびリターンへの受け付けを必ず行ってください。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続は、土産店・空港で手続方法を確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワンドルトン契約又は諸法により外国からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)マイレージサービス/航空会社のマイレージサービスに関するお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社の手配していただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第23項(1)から第25項(1)の責任を負いません。(注:23日以内の当社責任及び免責事項 第25項 旅程保証)
- (4)事故等の申し出 旅行中、の事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第にご通知ください。)
- (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載されている出発空港(国内線特別料金設定のあるコースで当社が承諾した国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているもの)については、国内線の出発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (6)当社らはいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

32. 募集型企画旅行契約の取扱いについて

この条件に定める事項は当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)により、当社の旅行契約がご希望の方向に、当社にご請求ください。当社旅行契約は、当社ホームページ:https://www.nta.co.jp/からご覧いただけます。

33. ご旅行条件の基準

この旅行条件は2026年4月1日を基準としています。